

個人債務者再生手続標準スケジュール

東京地方裁判所民事第20部

手 続	申立日からの日数
申立て	0日
個人再生委員選任	0日
手続開始に関する個人再生委員の意見書提出	3週間
開始決定	4週間(1月)
債権届出期限	8週間
再生債務者の債権認否一覧表、報告書(法124・125)の提出期限	10週間
一般異議申述期間の始期	10週間
一般異議申述期間の終期	13週間
評価申立期限	16週間
再生計画案提出期限	18週間
書面決議又は意見聴取に関する個人再生委員の意見書提出	20週間
書面による決議に付する旨又は意見を聴く旨の決定	20週間(5月)
回答書提出期限	22週間
認可の可否に関する個人再生委員の意見書提出	24週間
再生計画の認可・不認可決定	25週間(6月)

給与差押えのおそれ等がある場合には、個人再生委員の意見を聴いた上、同委員の意見書の提出期限及び開始決定の時期を早めるものとする。